



Vol. 4 ★団体交渉ルール ★具体的な団体交渉ルールの文例

弁護士 向井 蘭
狩野・榎本・岡法律事務所

団体交渉について

第1 団体交渉ルールの具体的な文例

前回、団体交渉の出席者、団体交渉開催時間などの団体交渉ルールの労働協約の文例について述べました。

今回も、具体的な団体交渉ルールについての労働協約の文例について述べます。

第2 団体交渉の録音

文例「団体交渉時に、ビデオカメラ、テープレコーダ等の録画、録音機器を持ち込んでの撮影、録音は認めない。必要がある場合は、相手側の同意を得なければならない」

解説 労働組合によっては、団体交渉の際、テープレコーダ等の録音機器で団体交渉の様子を録音しようとするところがあります。また、使用者から、団体交渉の様子をテープレコーダ等の録音機器で録音しようと提案することもあります。

しかし、私は、団体交渉の様子をテープレコーダ等の録音機器で録音することをおすすめしません。おすすめしない理由は以下の2点です。

① テープレコーダ等の録音機器で録音したとしても、訴訟や労働委員会において証拠として提出する場合、もしくは打ち合わせにする場合は、テープレコーダ等の録音機器で録音したものを紙に反訳しなければなりません。一度反訳作業を行えば分かると思いますが、その作業の大変さ、作業時間たるや相当のものです。それよりも、書記役の団体交渉担当者を一人おいて、団体交渉の場で筆記してもらったほうが手間もかかりませんし、筆記したものでも団体交渉の内容は十分わかります。

② かりにテープレコーダ等の録音機器で録音したとしても、訴訟や労働委員会で問題になるのは、発言そのものではなくて、どのような意図でその発言をしたのか(例えば、組合の活

動を阻害する目的で述べたのか、職場秩序を維持するために述べたのか)、前後の文脈が問題になりますので、テープレコーダ等の録音機器で録音したからといって、紛争を未然に防げるものではありません。むしろ、書記役の方が団体交渉の場で記録したものの方が、前後の文脈もはっきりしていることが多いのです。

第3 団体交渉の開催手続

文例「会社と組合は、団体交渉の開催を申し入れする場合、原則として2週間前までに次の事項を記載した文書で申し入れしなければならない。

- (1) 議題
- (2) 開催を希望する日時・場所
- (3) 出席者氏名・役職及び人数

解説 労働組合によっては、議題を明らかにしないまま団体交渉開催を要求することがありますが、それでは何のために団体交渉を行うか不明ですし、使用者としても事前の準備ができないので、議題を明確にするよう要求すべきです。

また、開催を希望する日時・場所についても明らかにするよう求めるべきです。労働組合が、所定労働時間内や会社施設内で団体交渉を開催しようとするのであれば、事前にそれを拒否することができます。

出席者氏名・役職及び人数を明らかにすることで、労働組合およびその上部団体以外の無関係の人間を団体交渉に出席しないようにできたり、必要以上の大人数での団体交渉出席を拒むことができます。

お気軽にご相談ください

弁護士向井蘭に御用の場合は、お気軽にお電話ください。
弁護士 向井 蘭 (E-mail:r.mukai@mbm.nifty.com)
狩野・榎本・岡法律事務所 TEL:03-3288-4981 FAX:03-3288-4982

